

無線基地局の電柱添架に関する技術基準

1. 基本事項

- (1) 本技術基準はNTT西日本（以下「甲」という。）の電柱に（以下「電柱」という。）〇〇〇（以下「乙」という。）が設置する無線基地局本体及びその付属物（以下、総称して「無線基地局」という。）の添架に適用する。
- (2) 無線基地局の添架は、甲の現在及び将来の事業並びに、既設の添架物に支障とならない範囲でかつ、無線基地局による荷重が既存電柱設備の構造物強度を越えないことを基本とする。
- (3) 無線基地局は、他者の無線装置類の申請及び既設無線装置類のない電柱へ設置できるものとし、1電柱に対して1基地局とする。
- (4) 電柱に通信ケーブル、電力ケーブルが立ち上がっている場合は、原則設置できない。

2. 無線基地局の構成

乙が設置する無線基地局は基地局本体、アンテナ、収容箱（保安器・ブレーカーを含む）等（以下、総称して「機器類」という。）及び機器類設置用突出し金物（以下、「突出し金物」という。）、並びに電線類とする。

3. 所有者の明示

無線基地局の所有者は、地上から容易に所有者を識別できるよう、基地局本体には「社名」もしくは「マーク」を表示する。

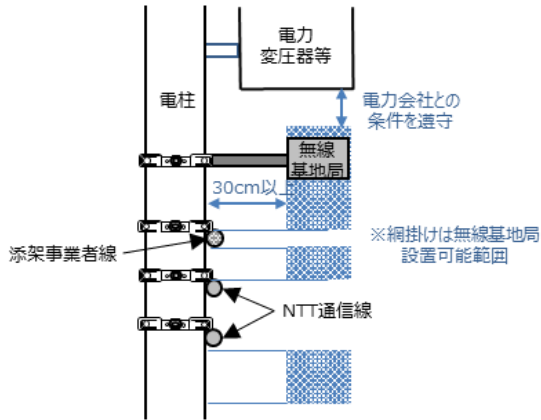
4. 機器類及び突出し金物の取付け範囲

機器類及び突出し金物の取付け範囲は次のとおりとする。

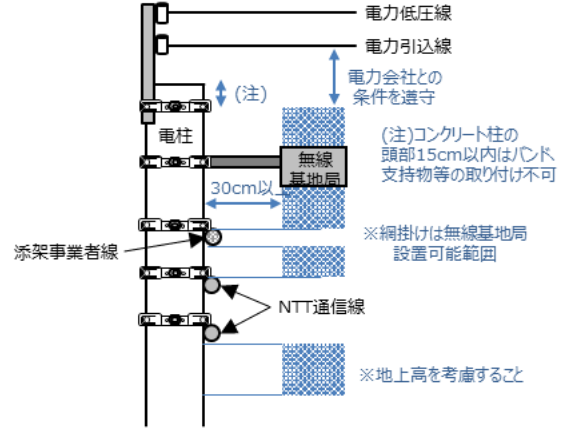
- (1) 甲所有の通信ケーブルより上部に突出し金物を設置し、機器類を当該突出し金物に架渉し設置することを基本とする。離隔不足等により上部への設置が不可能な場合は、地上高等の離隔及び保守性を考慮したうえで甲所有の通信ケーブルの下部への設置も可能とする。
- (2) 突出し金物及び機器類が、甲所有の通信線やその他通信線及び電柱への添架物等に直接触れない範囲で設置することとする。
- (3) 道路法に定める地上高を遵守し、巻付け広告に支障を及ぼさないこととする。
- (4) 機器類は甲所有の電柱表面の周囲及び通信ケーブルから30cm以上離して設置することとする。
- (5) 突出し金物の槍出し方向は通信線路直角方向とする。
- (6) 既存の添架物や突出し金物との接触を回避する場合は、通信線路直轄方向より左右30度の範囲で設置できるものとする。なお、昇降側（通常は線路の家屋側）には、槍出さないこととする。

【断面図】

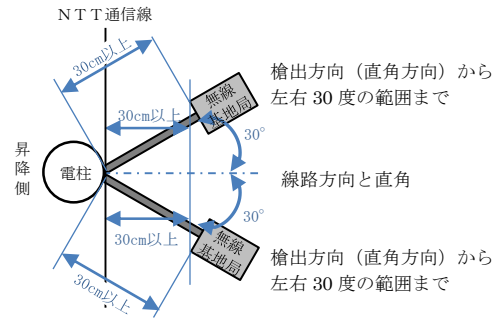
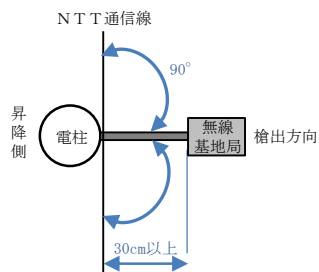
(共架柱)



(単独柱)



【上面図】



※既存の添架物や突出し金物を回避する場合

5. 電源線の取付け方法

- (1) 電源線は、絶縁電線またはケーブルを使用すること。
- (2) 電源線は、当該電柱において作業する作業員・甲所有の通信線・その他通信線に直接接触することのないよう、硬質ビニル管等の保護管に收容し施設する。なお、電源線の保護管はステンレスバンドにより堅固に電柱に支持する。
- (3) 突出し金物に沿って施設する電源線は、突出し金物の上面に出ないよう、かつ突出し金物から垂れ下がらないよう設置する。

6. その他

- (1) 上記1～5項以外に甲と各電力会社との協定がある場合は、その協定に従うものとする。
- (2) 上記1～5項の詳細及びその他の条件・基準については、個別に協議するものとする。